

## 2009 年度建議事項回答

2010 年 1 月  
SJC 産業政策委員会

### 回答一覧表

カッコ内は前年の回答状況

分野	項目数	受入可能	一部受入	長期検討	受入困難
労働・労使	6 (5)	1 (0)	2 (1)	1 (2)	2 (2)
金融	10 (8)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	8 (4)
税務・会計	3 (3)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	2 (0)
知的財産権	18 (15)	6 (2)	2 (4)	8 (7)	2 (2)
個別要望	8 (3)	2 (0)	0 (1)	1 (1)	5 (1)
生活環境改善	1 (3)	1 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)
合計	46 (37)	11 (4)	4 (9)	12 (15)	19 (9)

(注) 知的財産分野 27) のデザイン登録要件及び商標登録要件の改善を 2 つにわけて回答しており、回答総数は 46 となった。

#### 労働・労使関係分野 (継続 6 項目)

- 1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃 【長期検討】
- 2) 有給休暇の買い取り禁止 【受入可能】
- 3) 法定退職金制度の改正 【受入困難】
- 4) 非正規職の使用期間制限延長、差別禁止の緩和及び特定派遣の法制度化  
【一部受入】
- 5) 使用者による労働組合への財政支援の禁止 【一部受入】
- 6) 国家有功者雇用義務の弾力的運用 【受入困難】

#### 金融分野 (新規 4 項目、継続 6 項目)

- 7) 金融実名確認手続きの改善 【受入困難】
- 8) 店頭デリバティブライセンスに求められるシステムの現地化 【受入困難】
- 9) 証券会社の業務委託に関する規制 【受入困難】
- 10) 「デリバティブ商品投資相談士」試験制度に関する改善【受入困難】
- 11) 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理 【受入困難】
- 12) 金融機関の業務委託等に関する規制の緩和 【受入困難】
- 13) 有価証券保有制度の外国金融機関への弾力的運用 【受入困難】
- 14) 非居住者への韓国ウォン為替市場の開放 【長期検討】
- 15) 同一人又は同一グループに対する貸付規制の改善 【受入困難】
- 16) 中小企業貸出比率規制の撤廃 【長期検討】

**税務・会計分野****(新規 1 項目、継続 2 項目)**

- 17) 外国人勤労者の勤労所得に対する非課税特例適用期間延長要請 【受入困難】
- 18) 『中小企業』の定義変更に伴う外国人投資家の資産総額を韓国通貨に換算する場合の基準交換率の改正 【受入困難】
- 19) 国外支配株主に対する支給利子の損金不算入適用時のレート適用規定の整備 【受入可能】

**知的財産権分野****(新規 9 項目、継続 8 項目)**

- 20) 植物品種保護制度における対象植物の拡大について 【受入困難】
- 21) 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスの課題 【長期検討】
- 22) インターネット上での著作権侵害に対する対策改善 【一部受入】
- 23) 特許出願手続きの改善 【長期検討】
- 24) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護 【長期検討】
- 25) 外国語出願の導入、PCT出願の補正範囲の拡大について 【長期検討】
- 26) 意見書のみが提出された場合の審査について 【受入可能】
- 27) デザイン登録要件及び商標登録要件の改善 【受入可能/長期検討】
- 28) 画面デザインの保護の拡充 【受入可能】
- 29) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期 【一部受入】
- 30) 日本酒の商標登録について 【長期検討】
- 31) 無効審判の請求人適格の制限撤廃 【長期検討】
- 32) 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決 【受入困難】
- 33) 侵害立証の容易化 【受入可能】
- 34) 間接侵害規定の拡充 【長期検討】
- 35) 国際特許紛争支援事業の運用改善 【受入可能】
- 36) 模倣品の規制・取締り強化、知的財産マインドの更なる向上 【受入可能】

**個別要望事項****(新規 5 項目、継続 3 項目)**

- 37) 新薬の国際レベルの薬価設定 【受入困難】
- 38) 新薬承認・薬価収載期間の大幅な短縮 【受入困難】
- 39) 安全認証手続きの改善 【長期検討】
- 40) 電気電子製品のレンタル契約終了時における回収運搬について 【受入可能】
- 41) 輸入中古電気製品の安全検査について 【受入困難】
- 42) 中小企業に配慮した政府調達制度の創設 【受入困難】
- 43) 国家産業団地内での廃熱利用のアグリ事業の追加許可 【受入困難】
- 44) 少量研究開発用化学物質サンプル輸入手続き確認方法の改善 【受入可能】

**生活環境改善分野****(新規 1 項目)**

- 45) 生活環境及び交通問題についての改善 【受入可能】

\* 下線は新規項目

1. 労働・労使関連分野（継続6項目）

項 目	検討意見
<p><b>1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【労働部／長期検討】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されているが、同意が前提となると労使交渉では企業側が一方的に不利である。企業が世界経済悪化等の企業経営環境の変化にも柔軟に対応できるよう勤労基準法第94条第1項にある「不利益変更時の同意義務」の廃止を要望する。</p> <p><b>2) 有給休暇の買い取り禁止【労働部／受入可能】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>勤労基準法の改正により、未消化有給休暇の買い取り義務免除及び、年次有給休暇の使用促進制度が定められ、一定条件のもと使用者の金銭補償義務が免除された。しかし、本改正は不利益改定となるため導入が進まず、有給休暇の実取得、ワークライフバランスの向上に繋がっていない。</p> <p>昨年の建議書に対する貴政府回答では「休暇使用促進措置は、労働者の休暇使用を促進するためだけのものであり、労働者の年次休暇に関する従来の労働条件事項を変更するものと見られないので就業規則変更手続きを踏む必要はない」とのことだが、本回答は「勤労基準法第61条（年次有給休暇の使用促進）が同第5条（勤労条件の遵守）に優先される」との理解でよいか見解を伺いたい。また、そうでない場合は、同第61条が就業規則や団体協約等に優先するような法制度の整備を検討願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国の判例は、勤労者が被ることになる不利益の程度、使用者側の変更必要性、変更後の就業規則内容の相当性、他の勤労条件の改善状況などを総合的に考慮し、             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 勤労条件の変更が社会通念として合理性があると認められる場合、勤労者の集団的同意を受けなくても有効であると判断し、就業規則の変更について柔軟な態度を取っている（最高裁判所判例1978.9.12、78ハ1046等多数）。</li> </ul> </li> <li>*上記のような韓国の判例は、日本の判例および労働契約法上、就業規則変更の合理性の判断基準とほぼ同一である</li> <li>・現在、上記のような判例法理を反映した「就業規則の解釈および運営指針」（2009.4.24）を施行中であり、             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 今後、労使から意見を聴取した後に就業規則制度の改善方策について中・長期的に検討する予定</li> </ul> </li> <li>・勤労基準法第61条の年次有給休暇の使用促進制度は、使用者の権限に属する事項で、             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 使用者が就業規則または団体協約などで休暇使用促進措置を講じる権限を放棄しなければ、</li> <li>- 法第61条に則って実施した休暇使用促進措置の対象である年次休暇日数に対しては、金銭補償義務が免除される。</li> </ul> </li> </ul>

### 3) 法定退職金制度の改正【労働部／受入 困難】

#### 《建議要約》

韓国では、勤労者退職給与保障法で法定退職金制度が規定されており、横領、不正等、重大な犯罪行為を行い懲戒解雇した社員に対しても通常の退職金を支給することとなっているが、「退職事由が懲戒解雇の場合は、勤労者退職給与保障法の退職給与支給義務の適用除外とするよう変更する」ことを要望する。また、同法においては、法定最低基準の退職金が高いことから長期雇用している従業員が多い日系企業にとっては、経営に与える影響が大きいいため、「法定退職金の算定基礎額を通算雇用期間の平均賃金額又はこれに準じた比較的長期間の平均賃金額とする方式に変更する」ことを要望する。

### 4) 非正規職の使用期間制限延長、差別禁止の緩和及び特定派遣の法制度化【労働部 ／一部受入】

#### 《建議要約》

韓国では「非正規職保護法」の施行により非正規職を活用する場合、「使用期間の制限」及び「処遇格差禁止」の2つの面に

・退職金制度は、事業所の事情によって労使が支給水準および具体的内容を自由に定めるとし、少子高齢化社会に備えて勤労者の安定的な老後生活を保障するためにその最低水準を法的に保障するものである。

- 特に法定退職金の最低基準に関する事項はここ40数年間、労使合意の下に韓国の法的情緒として根を下ろしている事項であり、特段の労使決断がない限り変更は難しい。

・一方、退職金は勤労者の勤続期間における勤労の代価として支給される金品であり、横領や重大な過失などの退職事由によって格差をつけるのは望ましくない。

- 但し、勤労者の横領、不正、重大な過失により企業は損害を被った反面、当該の勤労者に高額な退職金が支給される問題は、法定退職金制度ではなく企業内部の監視上の問題と見られるため、これは民事上の求償権行使および損害賠償手続きにより解決することが望ましい。

・また、現行の退職金制度に比べて柔軟な人事管理および協力的労使関係の構築\*が可能な退職年金制度が導入・施行されており、

- 退職年金導入手続きの合理化\*\*を内容とする法改正案が国会に提出された状態で、退職金制度の廃止よりは退職年金制度への転換を模索することが現実的な方策。

\* ①確定拠出(DC)型は、最終平均賃金ではなく毎年発生した賃金を基準に退職給付を負担、②退職年金給付水準を労使合意により共生的に決定できるなど

\*\*退職金制度を維持しつつ退職年金を並列的に導入して各勤労者の選択により退職給付制度を設定する場合、勤労者代表の意見を聞いた後に制度の設定が可能

(使用者と勤労者の間で合意した場合は追加的な契約延長)

・韓国政府は、非正規職の使用期間(期間制勤労者の使用期間および派遣勤労者の派遣期間)を2年から最長4年に延長する内容の法改正案を国会に提出しており(2009.4.1)、同法改正案は現在国会に係留中。

において厳しく制限されており、引き続き①使用期間制限の延長及び労使間で合意が成立した場合には、さらに契約延長が可能な法律の制定、②非正規職の処遇については、労使間で合意がある場合に個別設定できるように制度見直しを要望するところであるが、2008年の建議に対し、貴政府から「法律の補完を含む総合的な対策づくりを推進中」との回答をいただいたが具体的な内容を御開示願いたい。

また、正規雇用の拡大、安定的な職場確保及び雇用の柔軟性の観点から「常用雇用型派遣制度」の導入を要望したい。

#### **5) 使用者による労働組合への財政支援の禁止【労働部／一部受入】**

《建議要約》

本件については、他の先進諸国の労働法では不当労働行為として禁止され、使用者

(非正規職の処遇について使用者と勤労者の間で合意した場合の個別設定)

- ・非正規職（期間制勤労者、短時間勤労者、派遣勤労者）に対する差別禁止および是正制度は、非正規職というだけで合理的な理由なしに不利に処遇することを禁ずるものである（期間制および短時間勤労者の保護などに関する法律第8条から第15条、派遣勤労者の保護などに関する法律第21条）。
- ・同規定は強行規定であり、使用者と勤労者が合意しても法律規定を排除することはできず、
  - もし、使用者と勤労者が合意することで法律規定を排除できるようにした場合、勤労者の立場では就業するためには使用者の提示する勤労条件に同意せざるを得ないので、同規定は結果的に何の実効も得られないことになる。
  - 従って、当事者の合意で上記の規定を排除できるようにすることは受け入れ難い。

(常用雇用型派遣制度の導入)

- ・常用雇用型派遣制度は、現行の派遣法の下でも不可能ではないが、派遣事業主の負担が大きいため、実際には殆ど行われていない。
  - 特に殆どの派遣企業が零細企業であり、派遣事業主は使用事業主との関係においても低価格入札競争におかれている現実から、常用雇用型派遣制度を別途に導入することは現実に合致しない側面がある。
- ・一方、常用雇用型派遣も雇用関係と使用関係が分離され（勤労者の地位の不安定）、勤労提供の代価が中間控除されることなどから、本質的に一般の派遣勤労者と異なる扱いをし、非正規職法の適用を排除する理由がないと見られる。

(労組専従者の給与支給禁止規定)

- ・政労使委員会に労使関係先進化委員会を構成・運営、公益委員案\*は出たものの労使間の異見のため合意なしで終了（2008.10月～2009.7月）。
- \*（専従者）time-off 制度、（複数労組）

への罰則規定が設けられている。ている。労働組合専従者の給与支援規定の2009年末までの実施猶予は既定方針とのことで、この点についてはやむを得ないと了解する。しかし、2010年以降について本来の立法趣旨に則った合理的な運用に関し検討を行う労使関係発展委員会（政労使で構成）で議論された内容、及び制度改善のための立法内容について等、具体的な内容について開示願いたい。また、複数労組が許容される場合は、交渉窓口を一本化する制度の導入を要望する。

交渉窓口の単一化（自律単一化→過半数代表制）

- ・その後、政労使間の議論を持続的に進め、12.4 政労使代表者（労働部、韓国労総、経総）が合意文を発表、政労使の合意結果を基に労組法の改正を推進する予定。

（労組専従者への給与支援禁止規定の施行に関する質疑についての立場）

- ・労組専従者への給与支援が制度的に禁じられる場合、使用者は専従者への給与など労組に対する財政支援ができない。

\*賃金引上げと労組の財政支援は別の事項であり、賃金引上げを通じて労組に対する財政を支援するという論理は飛躍しすぎと判断。

- ・名目上は会社の業務を遂行する形を取っているが、実際には組合の業務を行うなどの便法的な状況を懸念していると思われるが、

- 同事項は一次的に使用者が原則に則って勤労者のサービス管理などをすることで解決できる事項と判断される。

- 政府は、合理的な労使慣行の定着に向けて労使を指導する一方で、労組法に背く事項については、法に則って措置を取る計画。

- ・不当労働行為は、日本と異なり、労働委員会の救済手続きだけでなく罰則（2年以下の懲役、2千万ウォン以下の罰金）を課しているため、

- 勤労者側の提訴がなくても罰則を課すことで是正が可能

- 一方、日本の「労働組合」の資格再審査制度を韓国に導入することは、労組設立の自由に対する制限であるため、慎重な検討が必要。

（交渉窓口の単一化制度導入の建議）

- ・政府は、政労使合意（2009.12.4）によって複数労組を許容する際には、交渉窓口を単一化するための労組法改正を推進する予定である。

**6) 国家有功者雇用義務の弾力的運用**  
**【国家報勲局／受入困難】**

《建議要約》

常時20人以上雇用する事務所では一定割合以上の国家有功者の雇用義務があるが、国家有功者の雇用において求めるレベルの人材がない等、結果として企業競争力低下につながっている。過去の建議において貴政府から「語学力があるなど外国人投資企業が必要とする国家有功者を斡旋する」との回答を得ているが、具体的な対策が見られていないところから本法律の外国人投資企業への適用除外を要望する。適用除外が難しい場合は国家有功者の対象者総数と未就業者数、国家有効者の雇用義務を負っている外国人投資企業数及び韓国企業の雇用義務数・実雇用数の情報を開示願いたい。

(外国人投資企業に対してのみ雇用義務を排除することに対する意見)

- ・国家有功者の雇用義務は、国家守護などのために特別に身命を犠牲にしたり貢献した国家有功者などの生活安定と自立基盤のため憲法第32条に基づいて実施している特別制度である。
  - ・従って外国人投資企業も国内企業と同一に雇用義務が適用されるもので、外国人投資企業ということで雇用義務を免除することは、雇用義務を誠実に履行している国内企業との公平さに問題が生じる。
- ※外国人投資企業は特定地域に限って別の法律により雇用義務を免除（猶予）
- ・「経済自由区域の指定および運営に関する特別法」により経済自由区域に指定された区域に入居の外国人投資企業
  - ・「自由貿易地域の指定および運営に関する法律」により自由貿易地域に入居の外国人投資企業
  - ・「外国人投資促進法」により外国人投資地域に入居の外国人投資企業

(外国人投資企業の負担を軽減させる必要な措置を講じる)

- ・国家報勲処は、企業などの負担軽減のために、従来は就業支援対象者を指定し雇用命令を下していたものを、「雇用命令」という用語を「報勲特別雇用」と名称を改め、就業支援対象者を5倍数で推薦し、企業などが選んだ者を雇用するようにして人材選択権を与えるなどの「国家有功者などの礼遇および支援に関する法律」を改正（法律2009.2.6改正、2009.8.13施行）して施行中である。このような負担軽減緩和措置は、国内内企業はもちろん外国人投資企業にも同じく適用されている。

(雇用義務比率の妥当性検証のための情報公開要求)

- ・国家有功者の総登録人数は31万3,183人（2009年10月現在）であるが、「未就業者」の意味があまりにも包括的であるため現状把握が不可能。
  - 参考までに、就業を希望する就業希望対象者は国家報勲処に就業希望を申請するようになっており、国家有功者の子女に

対する就業希望申請年齢は別に定めている。

※企業区分別の就業者の状況

(2009.10 現在)

区分	国内企業	外資企業	計
企業数	15,143	511	15,654
総人数	3,203,018	230,303	3,433,321
法定人数	139,102	10,736	149,838
就業人数	66,493	4,970	71,463
就業率 (%)	48	46	47



## 2. 金融分野（新規4項目、継続6項目）

項 目	検討意見
<p><b>7) 金融実名確認手続きの改善【金融委員会／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>韓国では、金融取引の都度、面前で実名確認証ひょう原本により実名を確認し、関連実名確認ひょうのコピーの実名確認に必要な関連書類を添付・保管しなければならないこととなっている。一方、マネー・ロンダリング防止業務指針では、顧客毎に実名確認証票等を通じ顧客の本人情報を確認することとなっており、最初の取引の際に顧客確認を行った場合は、後日の他取引について顧客確認は不要となっている。については、金融取引の際の確認も金融取引の都度ではなく顧客毎の本人確認で金融業務が行えるよう改善を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設など、金融取引においては取引する度に実名を確認することが原則（金融実名法第3条第1項）であり、現行法の下でも継続取引など、一定の場合は実名確認の省略が可能である（同条第2項）。</li> <li>・また、代理人による取引の場合、委任関係の確認は正当な代理権の存在を確認するうえで不可欠な手続きであるため、金融取引の度に確認するのが当然である。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 一方、個人の代理人の場合、委任状および印鑑証明書によって委任関係を確認しているが、法人の代理人の場合はこれを緩和し、在職証明書など他の書類でも委任関係の確認ができるようにしている。</li> </ul> </li> <li>・建議内容のように実名確認（委任関係の確認を含む）が取引の度に行われず、顧客別に行われた確認に依存して、今後の全ての金融取引が行われるとすれば、             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 実名義による金融取引の実施により金融取引の正常化を図ることを目的とする金融実名法の趣旨が色褪せるおそれあり。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>8) 店頭デリバティブライセンスに求められるシステムの現地化【金融委員会／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>現地法人の場合、店頭デリバティブライセンスを取得するためには、フロントからミドル、バックまで全てのシステムを現地化することが求められている。この要件はグローバルにビジネスを展開する外資系金融機関にとってシステム投資の増大、維持管理の困難、非効率化を強いるものであり、大きな負担となっている。グローバルに共有できるシステムについては海外システムの共同使用を認めるよう要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融投資業の認可政策上、国内金融機関と外国系金融機関の現地法人*に対して差等化された電算システムの基準を適用することは困難。</li> <li>*外国系現地法人は、当該会社の選択で支店でなく法人の形を取ったもので、責任範囲も当該会社の出資金に制限されるなど、外国系支店とは法的性格が異なる。</li> <li>・G20・FSB などグローバル金融規制強化の流れの中、危険度の高い店頭デリバティブ業務の場合、取引・リスク管理・バックオフィスの重要性が次第に高まる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- デリバティブ商品取引によるグローバルな金融危機の拡大などのため、デリバティブ取引の電算化、自己リスク管理・内部統制などの重要性が増加。</li> </ul> </li> </ul> <p>⇒ 店頭デリバティブ取引に対する金融監督の実効性の確保、国内外同等待遇の原則などを勘</p>

<p><b>9) 証券会社の業務委託に関する規制【金融委員会／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>証券会社の場合、意思決定を伴う業務（コンプライアンス、インターナル・オーディット、リスク管理など）は外部への業務委託が禁じられている。しかしながら、グローバルにビジネスを展開する外資系金融機関にとってこれらの機能は地域マネジメントレベルで管理されており、韓国のエンティティーレベルのみで独立して完結するものでない所以对応に苦慮している。外資系金融機関の地域マネジメント管理体制を考慮した上で柔軟な対応ができる様、法改正を要望する。</p> <p><b>10) 「デリバティブ商品投資相談士」試験制度に関する改善【金融委員会／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>韓国では、「資本市場と金融投資業に関する法律」により2010年2月4日以後は一般投資者を対象にした店頭デリバティブの投資勧誘等は「デリバティブ商品投資相談士」試験に合格し金融投資協会に登録された者だけが可能となる。「デリバティブ商品投資相談士」試験は、現在、韓国語のみで実施されており外国人スタッフが試験に合格するのは現実的に困難であるところ。かかる状況に鑑み、①外国語にて試験問題を出して外国人も受験できるようにする、②海外の公的資格を取得した外国人スタッフには特例を適用して、韓国内でも店頭デリバティブ営業活動が行えるよう改善を要望する。</p>	<p>案すると、同建議内容を受け入れることは困難。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本市場法令において金融投資業者の内部統制関連業務の第3者への委託を禁止する趣旨は、これを広く許容した場合、       <ul style="list-style-type: none"> <li>- 各金融投資業者に対して遵法監視人・内部統制基準を別に設けるようにした規定*が形骸化するおそれがあるため。</li> <li>*特に危険管理および信用リスク分析・評価などは金融投資業者の財務健全性と直結。</li> </ul> </li> </ul> <p>⇒ 外国系支店の内部統制関連業務の本店・地域本部などへの委託を許容する方向に法令を改正するのは困難。</p> <p>(外国人向けに外国語で試験問題を出題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国の事例なし。</li> <li>・ 金融投資業界のグローバル化の流れに応じて、外国系金融投資企業の外国人スタッフの苦情を解消する期待効果はあり得るが、       <ul style="list-style-type: none"> <li>- 外国語で試験問題を出題するためには、まず約2,000ページに達する試験教材を外国語に変えたり、毎年教材内容の最新化を図らなければならない、</li> <li>- また、外国語試験問題の需要に比べて所要費用が莫大なため、受験料の引上げなど非経済的、低効率性などの逆の機能的側面が強く、現実的に受け入れ難い。</li> </ul> </li> </ul> <p>(外国で取得したデリバティブ商品投資相談士に関する公的資格保持者に対する特例認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国の事例：殆どの国は認めていない。香港の場合、日本・カナダ・米国・英国に対して認めているが、国内法規定の試験をパスしなければならない。</li> <li>・ 現在デリバティブ投資相談士の資格要件で、経歴または特例による資格取得を認めていないため、       <ul style="list-style-type: none"> <li>- 韓国語ができない外国人に対して特例</li> </ul> </li> </ul>
--	---

**1 1) 国外支配株主の支払保証による国内借入の支払利息の損金処理【企画財政部／受入困難】**

《建議要約》

支払保証のみを取得し、国内金融機関より借り入れしているケースでは実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり、公平を欠く。このため国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借り入れた金額については、同株主の出資持分の3倍（金融業は6倍）を超過していても、その超過分に対する支払利息及び割引料は、損金算入できるよう改善を要望する。

**1 2) 金融機関の業務委託等に関する規制の緩和【金融監督院／受入困難】**

《建議要約》

外銀支店が本店の電算システムを利用す

を認めることは、内国人に対して公平を欠く。

- ・デリバティブ商品の投資相談業務に必要な一定水準の能力に対する検証を踏まえずに特例を認めることは、デリバティブ商品の元金超過損失の可能性が高いという特性を考慮すると、投資者保護において空白が生じるおそれあり。  
※韓国のデリバティブ商品投資相談士の資格が要求する知識など、難易度が異なり、外国と韓国間でデリバティブ投資相談士の資格証に対する国際的な相互認証制度がないため、特定の国だけに特例認定することは困難。
- ・従って外国人が国内で国内の一般投資者を対象にデリバティブ商品の投資勧誘および相談する際、
  - 韓国人の投資文化、韓国のデリバティブ商品関連法規、職務倫理など、デリバティブ商品の投資相談業務に必要な一定水準の能力を評価する試験は、例外なく適用する必要あり。

- ・国外支配株主の支払保証も、国外支配株主からの借入と同じく、国外支配株主の自己資本の出資ヘッジ類型に該当するという点を反映し、過少資本税制の適用対象として規定。

- 国外支配株主は自己資本出資または直接ローンの際に発生する資金の流動性制約などを考慮して支払保証を選択。

- ・国外支配株主の支払保証は、内国法人が独自に借入できない場合に要求され、今後、保証債務に転換する可能性が大きい。

⇒ 国外支配株主の支払保証による借入が国内借入であっても最終負担が国外支配株主である点を考慮すると、実際には国外支配株主からの借入と同じであるため、国内・外の借入如何に関わらず、過少資本税制を適用するのが妥当。

- ・業務委託は監督および検査権が前提となっており、NO OBJECTION LETTER は日本のみならず、他国の金融機関にも要求している点であることを考えると、慎重なアプローチが必要。

ることが業務委託と見做され、規定の書類を添付した上で金融監督院長に報告することが義務付けられており、更に規定上明記されていないものの、運用において本店所在国の金融監督機関（日本の場合、金融庁）からの NO OBJECTION LETTER の取得・提出が義務付けられている。このようなレターの取得は極めて困難であるため、支店と本店が連署した誓約書を提出する等の代替案をもって緩和願いたい。

### **1 3) 有価証券保有制度の外国金融機関への弾力的運用【企画財政部／受入困難】**

#### 《建議要約》

長期保有有価証券に関しその保有額が一律自己資本の60%を上限として制限され、外国金融機関に対しては韓国に所在する支店単位の資本金が適用されるため韓国金融機関に対して投資可能金額が極端に低いレベルに抑制されている。投資家としての信用力は金融機関全体で判断されるべきであり、外国金融機関については韓国の支店単位の自己資本ではなく、金融機関全体の自己資本を適用するよう改善願いたい。

### **1 4) 非居住者への韓国ウォン為替市場の開放【企画財政部／長期検討】**

#### 《建議要約》

外国為替の自由化に向けて各種規制の緩和により、居住者に対する自由度が格段に広がっているが、非居住者に対する韓国ウォン市場へのアクセスは限定的である。韓国に対する投資拡大のためにも、非居住者への韓国ウォン為替市場の早期開放を引き続き検討願いたい。

### **1 5) 同一人又は同一グループに対する貸付規制の改善【企画財政部／受入困難】**

#### 《建議要約》

同一人又は同一グループに対する信用供与限度は見做し自己資本を元にして算定されているが、現在の算定方法では本支店貸

1 3)、1 5) に対する回答（共通）

- ・銀行への資本金規制は、銀行の健全性維持と金融システム安定の確保が目的であり、
  - 本店資本金の認定可否は、各国の金融産業の規模や発展程度などの金融状況を反映して運営されている。
- ・バーゼル委員会の銀行監督コアプリンシプル（Basel Core Principles）においても、各国の金融制度の特殊な環境とリスクを考慮して、銀行監督上の差別性を認めている事項である。

- ・韓国政府は、これまでウォン貨市場への非居住者のアクセスを緩和する自由化を継続して推進してきている。
- ・また、国内銀行を通す場合、ウォン貨市場へのアクセスに全く制限がなく、經常取引の際にウォン貨での決済も許容されているところ、
  - 実需要を目的にウォン貨の取引をする外国企業の不便さは既に相当部分解消されたと判断される。
- ・外国企業が追加的にウォン貨市場へのアクセスが必要な事項があれば、具体的な建議を願う。

1 3)、1 5) に対する回答（共通）

- ・銀行への資本金規制は、銀行の健全性維持と金融システム安定の確保が目的であり、
  - 本店資本金の認定可否は、各国の金融産業の規模や発展程度などの金融状況を反映して運営されている。

与金の増加額が見做し自己資本額から控除される等の制約がある。信用供与限度額の算定方法については、持込資本金ではなく本店自己資本額を基準とするよう改善願いたい。

#### **16) 中小企業貸出比率規制の撤廃【韓国銀行／長期検討】**

##### 《建議要約》

韓国では、一定比率以上の中小企業向け貸し出しを義務付けている。しかし、金融機関が行う融資は融資先のリスクを個別に判断して金融機関がコントロールできる範囲内で行うことが原則である。中小企業の育成は政府による政策融資等に対応すべき課題であり、現在の制度は市場原理にそぐわない。

外銀への中小企業貸出比率規制の撤廃を要望する。

・バーゼル委員会の銀行監督コアプリンシプル (Basel Core Principles) においても、各国の金融制度の特殊な環境とリスクを考慮して、銀行監督上の差別性を認めている事項である。

・中小企業貸出比率の遵守は、義務ではなく勧告事項である。

- 外銀支店 (35%、総額限度貸出し未享受の場合 25%) に対しては同比率を都市銀行 (45%) や地方銀行 (60%) に比べて低く適用しており、韓国銀行の総額限度貸出しを利用しない場合は制裁もない\*。

\*2009.12 月現在、韓国銀行の総額限度貸出しを受けている外銀支店がないため、実質的に同比率による制裁はない状況。

・韓国銀行は、今後中小企業の資金調達状況、金融機関の経営状況などを見て、中小企業貸出比率制度を合理的に改善していく計画。

### 3. 税務・会計分野（新規1項目、継続2項目）

項 目	検討意見
<p><b>17) 外国人勤労者の勤労所得に対する非課税特例適用期間延長要請【企画財政部／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>現状、外国人勤労者の勤労所得に対しては、①総給与額の30%非課税(2009年終了)後、一般所得税の課税体系を適用、②総給与額に対して15%の単一税率を適用、という2つの課税特例の中で選択適用を許容されているが、2009年以降は改定され、総給与額の30%の非課税制度(①)を廃止し、15%単一税率制度(②)のみが維持されることとなっているが、総給与30%の非課税制度の復活及び総給与の15%単一税率の適用についての猶予期間(2012年まで)の延長を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人勤労者に対する課税特例制度は、優秀な高級人材を誘致するための制度であるが、             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 総給与額の30%の非課税制度は、低賃金・非専門外国人がそのメリットを享受しているため制度の目的を達成し難く、内国人勤労者との課税不公平だけを招く。</li> <li>- 制度導入の趣旨を鑑みて、相対的に高所得者の優秀人材に有利な15%低率課税制度はサンセット条項(sunset clause)を3年延長して維持。</li> </ul> </li> <li>・今年から所得税率の引下げなどで勤労者の税負担が全般的に減少し、外国人技術者の場合、別途の所得税軽減制度が存在する点も考慮する必要あり。</li> <li>* 外国人技術者(技術集約産業、エンジニアリング、建設、物流、デザイン、経営相談など)や研究員の場合、5年間所得税100%免除(2010年からは2年間50%免除)</li> <li>・同制度を廃止しても外国人投資促進に向けた多様な税制支援と法人税率引下げなどを考慮すると、投資萎縮効果は微々たるものである。</li> <li>* 外国人投資地域・経済自由区域・企業都市開発区域などの外投企業などに対し、5~7年間法人税・取得税・登録税・財産税・関税などを100%~50%減免。</li> </ul>
<p><b>18) 『中小企業』の定義変更に伴う外国人投資家の資産総額を韓国通貨に換算する場合の基準交換率の改正【中小企業庁／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>韓国では資産総額5,000億ウォン以上の大企業による直接、間接も含め30%以上の株式所有企業については中小企業から除外しているが、その適用判断基準通貨がウォンになっていることから、日本に所在する親会社の場合、資産総額に変化がないにも関わらず、直前事業年度末日現在の交換率で韓国通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最近改正(2009.11.19 施行)した「中小企業基本法施行令」では、外国法人の資産総額に適用する基準交換率を、直前事業年度の終値と直前事業年度の平均レートのうち、換算額の少ない方を適用するようにし、急激な為替変動の不作用を緩和した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- これは、国内法人が外貨建資産を算定する時に「企業会計基準」第69条の2に則って貸借対照表日現在のレートだけを適用しているのに比べると、外国法人は国内法人より緩和された基準である。</li> </ul> </li> </ul>

貨に換算することから、為替の変動により中小企業に該当する場合と除外される場合が発生し、安定した会社運営が阻害される状況となっている。本改正法施行日である2005年12月27日にすでに営業をしている外国人投資法人については、改正法施行日の交換率もしくは直前事業年度末日現在の交換率のいずれかを選択できるように改善を要望する。また、法改正後に登記をした外国人投資法人については、法人登記日の交換率もしくは直前事業年度末日現在の交換率いずれかを選択できるように改善を要望する。

**19) 国外支配株主に対する支給利子の損金不算入適用時のレート適用規定の整備【企画財政部／受入可能】**

《建議要約》

韓国では、国外支配株主の支給利子における損金不算入の計算時、外貨借入金の積数計算は、事業年度終了日現在の基準レートを適用するように規定されているが、期間内の変動がある場合にも一括的に期末レートを適用するようにすることは不合理な面があるため、月平均レートを使うなどもっと合理的な運用の改善を要望する。

\* 立法予告（案）では、二つのいずれかを選択して適用できるようにしているが、法適用において企業に選択権を与えるのは良くないという法制処の意見を反映し、最終的には二つのレートを適用して換算した金額のうち、少ない方を使用。

・ 特定日のレートを固定して適用する方法は、数回にかけて投資が行われた場合には適用が困難であるという点、投資時点のレートが高かった企業にはかえって不利に作用し得る点などを考慮すると、受入難い。

・ 関連施行令の改正を推進中

・ 銀行業の場合、事業年度の終了日または1日基準のレートのいずれかを選択して外貨借入金をウォン貨に換算できるようにした、国際租税調整に関する法律の施行令改正案を2009.12.2に立法予告している。

#### 4. 知的財産権分野（新規9項目、継続8項目）

項 目	検討意見
<p><b>20) 植物品種保護制度における対象植物の拡大について【特許庁／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》  「章姫」、「レッドパール」といった日本で育成されたイチゴ品種が育成者の許諾を得ず、韓国で広く栽培されている事態が生じている。植物品種保護制度の対象とされていないイチゴを始めとする全植物について、UPOV条約の履行期限である2012年を待たずに早期に保護対象とするよう要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国は2002.1月にUPOV（植物新品種保護国際同盟）に加盟、UPOV91年条約（第3条）に基づき、加盟後10年以内に全作物に対して品種保護対象作物指定の義務が発生。</li> <li>・作物別の指定時期は、関連産業に及ぼす影響などを考慮して決定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2009年現在イチゴ、みかん、木イチゴ、ブルベリー、チェリー、海藻類の6品目以外の全ての作物を品種保護対象作物として指定している。</li> </ul> </li> <li>※関連法令：種子産業法第11条、施行規則第20条および農食品部告示第2009-28号（2009.4.30）</li> <li>・現在、イチゴは、UPOV加盟後10年目を迎える2012年1月6日から品種保護対象作物として指定する計画である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 栽培面積（2008年6.4千ha）が大きく、品種保護対象作物に指定すると農家の負担が大きいため、品種保護対象作物の指定をできるだけ先送りして欲しいという生産者協会の要求を反映。</li> </ul> </li> <li>⇒ 日本側の早期指定要求についてイチゴ生産者協会が栽培農家と協議・検討し、状況の変化があれば関連法令の改正を推進。</li> </ul>
<p><b>21) 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンス・ビジネスの課題【放送通信委員会／長期検討】</b></p> <p>《建議要約》  未だに日本の番組が地上波枠から締め出されているため、日本番組に対する規制を早急に緩和、市場開放するよう要望する。また、テレビ番組の企画内容（番組フォーマット）のアイデア盗用や、劇場用映画の内容改編が横行しているため、こうしたアイデア盗用の防止、内容改編防止について指導を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本番組の開放（1次2000.6、2次2004.1）後、歴史教科書の歪曲、独島（竹島）の領有権問題など、政治がらみの問題が台頭したため開放をめぐる議論が頓挫。</li> <li>・日韓両国の放送通信の所管官庁である放送通信委員会と総務省間の「日韓放送通信分野の協力に関するMOU」を締結（2009.5.11）</li> <li>・日本番組の開放については、産業・文化的影響、内外の国際通商環境の変化、国民の情緒などに対する幅広い考慮が必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 日韓関係の未来志向かつ実用的な関係改善の面から段階的なアプローチが望ましい。</li> </ul> </li> <li>・第2次開放以降の産業・文化的影響の分析、利害関係者および専門家の意見を収</li> </ul>



**22) インターネット上での著作権侵害に対する対策改善【文化教育体育部／一部受入】**

《建議要約》

日本番組の字幕入り不法アップロードが、韓国のUGCサイトで横行しているため、これを迅速に除去できる「ビデオ・フィンガープリント認証システム」の導入推進を要望する。さらに、著作権侵害行為に対する警告を繰り返し無視するオンライン・サービス・プロバイダに対し、アクセス停止またはそれに等しい対応を行うよう要望する。

また、日本の著作権者も通報により「著作権保護センター」の保護を享受できるように要望する。

集した後に開放時期と範囲を決定。

- 開放に伴う影響分析および専門家などの意見を収集した後で政策案づくりを推進。

(映像著作物に関するビデオ・フィンガープリント認証システムの導入推進)

・ 韓国の関連技術開発および事業施行の現状

- 現在、ETRI、KAIST および民間企業のレベルで動画のフィルタリング技術を開発中であり、一部は商用化されている。
- また、一部の企業は、ビデオ・フィンガープリント技術を活用して動画クラスタリングおよび検索サービスなどに適用するための技術を開発中。
- 韓国著作権委員会は、同技術について技術的保護措置の標準サービスのトライアル運営事業を施行中（2009.7～12）

※2010年以降には、地上波放送コンテンツを対象に特徴点DNA DB構築事業を推進する予定である。

- 現在、韓国著作権信託管理団体で構成された著作権保護センターを通じて、不法著作物追跡管理システムを2009年12月から不法OSPを対象に、不法映像著作物の追跡業務を開始する予定である。
- ・ 映像著作物フィンガープリント認証システムの導入に関する検討
  - 個別事業者のポータル、UGCなど一般タイプのオンライン・サービス・プロバイダ（OSP）レベルでの同技術基盤の認証システムの導入可否は、事業推進上の費用・便宜性および収益性の分析などにより業界自ずから判断すべき事柄であると思われる。
  - 但し、韓国政府の支援によって著作権保護センターが開発・運営しようとする「不法著作物追跡管理システム」は、権利保護の実効性を高めるために同フィンガープリント基盤技術を活用した良い事例となろう。
  - 上記のシステムは、韓国著作権信託管理団体に信託された著作権および著作

	<p>物に対してのみ、その信託管理権に基づいて適用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 従って日本の著作物も同システムによる不法流通防止の保護を受けるためには、韓国の著作権者と同一もしくは少なくとも類似した手続きを踏まなければならない、日本権利者側のこれらの手続きに対する迅速な受入の可否が重要な鍵となる。</li> </ul> <p>※関連手続きの例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国著作権信託管理団体に保護を受けようとする日本の著作権を信託。</li> <li>・ 日韓両国の著作権信託管理団体間で業務協力関係を構築し、相互の著作権保護活動業務を代行（日本の団体は日本で韓国の著作物を保護、韓国の団体は韓国で日本の著作物を保護）</li> <li>・ 韓国のシステムを活用するため、日本著作物固有の特性を抽出した関連資料を提供。</li> <li>- 長期的には日韓間で著作権技術の標準化およびフィンガープリント認証システムの相互協力・連携する方向に推進することが相互互惠の観点から望ましいと判断される。</li> </ul> <p>（繰り返し著作権の侵害が起きるウェブサイトのアクセス遮断）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国政府は、不法コピーの流通に商業的利益または利用便宜を提供するウェブサイトの掲示板に対し、文化体育観光部の掲示板停止命令制度を導入して、反復的な著作権侵害サイトによる侵害の防止および規制ができるように著作権法を改正した（2009.7.23 施行）。</li> <li>・ 情報通信網へのアクセス遮断は、新しく導入・強化された規制内容を一定期間施行し、その成果を評価した後、その導入の必要性について別途に検討する予定である。</li> </ul> <p>（日本著作権者の要請がある場合、著作権侵害モニタリングおよび取締りを実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国はベルヌ条約および TRIPS に基づき、現行の著作権法に明示された国際条約加盟国著作物の内国民待遇によって、日本の著作物も国内の著作物と同様に保</li> </ul>
--	---

<p><b>23) 特許出願手続きの改善【特許庁／長期検討】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>韓国特許出願の手続きが、日本やその他先進各国の手続きに比較して、出願人にとってユーザーフレンドリーでない点がある。このため、次の3点の改善を要望する。①拒絶理由通知に対する応答の指定期間を3～4ヵ月間とするとともに、拒絶決定に対する不服申立の期間を長期化する、②マルチのマルチクレームの表現を認める、③特許決定後の一定期間においても分割を可能とする。</p>	<p>護するという原則に従っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記のように、著作物保護センターにおける著作物の保護活動は、韓国の著作物の場合でも信託された権利に沿って遂行されるため、日本の著作物もこれに相応した手続きを踏むべきと思われる。</li> </ul> <p>※現在一部の例ではあるが、著作権保護センターは、「韓国 NINTENDO」から委任を受けてゲーム著作物保護業務を行っており、一部の海外著作物権利者の場合、国内著作権の集中管理団体への包括委任により、コピー・伝送中断の措置を取っている。</p> <p>(期間延長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国は特許権の行使期間の合理的補償のため、審査遅延による特許権の存続期間延長制度の導入を推進(2008.10 国会提出)中であり、</li> <li>※日本、欧州などは同制度を運用していない。</li> <li>- 基本応答期間の延長は特許権の存続期間と密接な関係*があるだけに、</li> <li>* 基本応答期間を2ヵ月→3ヵ月に延長すると特許権の存続期間は最大1ヵ月延びる。</li> <li>- 同提案の受入れ可否は存続期間延長制度の施行後、出願人の期待利益および存続期間の延長による第三者の負担などを比較衡量して最終決定する。</li> <li>・一方、指定期間内に応答がない場合に期間延長を申請したとみなすとして指定期間延長制度を変更するのは、拒絶決定通知などの最終処分を遅らすこととなり、</li> <li>- 審査処理期間の遅延および権利不確定期間の長期化により、第三者の監視負担も増えるおそれがあるため、国際的調和などを考慮して長期的に検討する。</li> </ul> <p>(マルチのマルチクレーム引用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2以上の項を引用しているマルチクレームを再び引用して請求する場合、その発明内容があまりにも複雑すぎて第三者・審査官および裁判所などが権利範囲を把握し難いので、</li> <li>- 審査官の業務負担、第三者の理解の容</li> </ul>
---	--

<p><b>24) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【特許庁／長期検討】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>記録媒体に記憶されたコンピュータプログラムは特許法の保護対象となっているが、コンピュータプログラム自体は特許法の保護対象となっていない。コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護対象であることを明確に規定することを要望する。</p> <p><b>25) 外国語出願の導入、PCT出願の補正範囲の拡大について【特許庁／長期検討】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>外国語の出願をもとに韓国出願を行った場合や、外国語でPCT出願を行った場合に、翻訳ミスがあると、現行の制度では、本来の意図を十分に伝えきれず権利取得において問題が発生している。</p> <p>英語による外国語出願の導入を要望する。また、PCT出願において外国語原文に立ち戻っての手続き補正を可能とするよう要望する。</p>	<p>易性、国際的調和を考慮し、長期的に検討する。</p> <p>(分割出願)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終的な特許決定以降でも、分割を通じた再出願の機会を追加付与する場合、権利確定の遅延による第三者の監視負担の増加および分割出願の急増による審査負担の増加などのおそれがあるだけに、       <ul style="list-style-type: none"> <li>- 今後、第三者の監視負担および分割出願の推移などを考慮して、分割機会を特許決定後まで拡大する方策を長期的に検討する。</li> </ul> </li> <li>・「プログラム請求項」と「記録媒体請求項」は、記載形式は異なるものの保護する実体はいずれもコンピュータ S/W であるため、事実上コンピュータ S/W は特許権で保護されている。</li> <li>・但し、本建議事項にあるように、一部保護が不十分である点を認識し、特許庁でも 2007 年にプログラム請求項を認める趣旨の特許法改正を推進したが、利害関係者および関係機関の立場の相違により実現できなかった。</li> <li>・現在、他国の例を追加収集・分析しており、今後関係業界の意見収集・与論などを総合的に考慮し、特許法の改正推進を検討する計画である。</li> <li>・現在 2012 年の施行を目標に、特許取得および維持手続きに、特許法条約 (PLT) の趣旨を反映した法改正を推進中にある。</li> <li>・法改正を推進する際に外国語出願および PCT 国際特許出願に関し、出願の原文 (外国語) に基づいて補正が可能な方策を導入することも含めて検討する。</li> </ul>
--	--

**26) 意見書のみが提出された場合の審査について【特許庁／受入可能】**

《建議要約》

審査官の意見提出通知書に対し、出願人が発明を補正しないで、審査官の判断に対する意見のみを提出した場合には、そのまま拒絶決定が下される比率がかなり高いと感じる。そのため、形式的に発明を補正する実務が定着しているのが実情である。意見書の内容を十分に検討し、判断を再考する審査を徹底するよう要望する。

**27) デザイン登録要件【特許庁／受入可能】及び商標登録要件の改善【特許庁／長期検討】**

《建議要約》

同一出願人であっても、全体意匠を出願した後に部分意匠や部品の意匠を出願すると拒絶され、登録を受けることができない。同様に商標制度でも、今まで個々に商標登録を所有していたものを一つにまとめて商標登録したい場合に、新たに広く又は包括的な指定商品で出願すると、同一出願人であっても自社

・ 現在も意見書だけを提出した場合、意見書の内容を十分に検討して意見提出通知の際に指摘した内容が維持できるか判断するよう、審査指針を運営中である。

〈関連の審査指針書の規定〉

第5部 2.4 意見書および補正書の取扱い

- (3) 意見提出期間を過ぎて提出した補正書は不受理事項であるが、意見書は不受理事項（特則 § 11①）でないため、受理して参照する。
- (4) 審査官は、意見提出通知書に指摘した拒絶理由と意見書や補正書の内容を十分に比較・検討し、通知した拒絶理由が維持できるか判断しなければならない。また、拒絶理由通知について補正されず意見書だけが提出された場合には、意見書の内容を検討して拒絶理由通知に指摘した理由が維持できるか判断する。
- (5) 拒絶理由通知によって提出された意見書や実験成績書などは明細書の一部になれないが、明細書の発明の詳細説明に記載された事項の正当性を釈明したり、立証するための資料であるため、これらの内容は特許性に対する判断の際に参考とする。

・ 一方、審査官評価の際に意見書だけが提出された場合は審査官が人事上の不利益を懸念して判断を覆さないというのは全く事実ではなく、

- むしろ、意見書の内容を十分に審査に反映しない場合、審査指針未遵守に当たり審査評価の際に不利益を受けている。

(商標登録要件の改善)

- ・ 同一商品に対して同一商標が2つ以上共存する際、需要者および取引業界の誤認・混同のおそれがあるので、韓国では「1商標1出願主義の原則」を採択。
  - 広くて包括的な商品を指定した新規出願が本人の先登録商標の指定商品を含めていれば、今後の誤認・混同防止のため拒絶。
- \*特に同一商標の一部が他人に移転されたりそれぞれ所有者が異なる場合は、消費者の誤認・混同を招くおそれあり。

の先行登録を引用され、拒絶となってしまう。

同一出願人による、こうしたケースの出願を許容するため、①先願意匠の一部と同一又は類似の、後願の部分意匠若しくは部品意匠については保護対象とする制度の導入、及び②出願人自らが所有する先行登録商標は引用しない制度ないし運用への改善を要望する。

## **28) 画面デザインの保護の拡充【特許庁／受入可能】**

### 《建議要約》

現行の画面デザイン制度では、物品と画像との一体性が要求されているため、例えばDVDプレーヤーのような物品では、テレビに表示する操作画面などの画面デザインについて保護を受けられない（対象物品をテレビとせざるを得ない）。物品と受像機が分離していても、物品の一部として画面デザインを保護し、デザイン権を取得することを可能とするよう、画面デザインの保護の拡充を要望する。

- ・ひとつの商標で包括的な管理を希望するならば、現行法上でも先登録商標を放棄して包括的な商品を持つ後出願商標の保有が可能。
- ・また、商標審査基準（第31条第8項）は、包括的な指定商品に対する拒絶理由の解消のため、先登録商標と重複する商品のみを削除・補正を許容する。

### （デザイン登録要件の改善）

- ・完成品デザインが先出願され、その完成品を構成する部品（付属品）のデザインが後出願された場合、部品（または付属品）は、完成品とは用途と機能が異なる異種物品であり、形態も異なるので、旧法では登録が可能であったが、2001年の法改正により現行の通り運営されている。
  - 拡大された先願を維持する理由は、先出願された完成品デザインの一部と同一または類似する後出願デザインは、先出願デザインの創作者が既に創作したデザインの一部であり新規で創作されたものでないためである。
- ・しかし、創作者のデザインをより強かに保護するという意味で、同提案の趣旨に賛成するところ、国内業界の意見を収集した後に提案の受入可否について決定する。
- ・デザインはその成立要件として物品性を要求しており、このようなデザイン保護制度の例外として画面デザインを保護している。
- ・現行のデザイン審査基準は、画面デザインを含む物品と画面デザイン自体が類似しているか否かの判断について規定している。
  - ※デザイン審査基準第4条第4項カ目
    - 「(1)画面デザインが表示された表示部のある物品に関するデザインの類似性については、同一・類似物品間でのみ判断する。
    - (2)画面デザインの類似性の判断はデザインに関係する模様の類似性の判断と同一に判断する。
- ・このように、画面デザインの類似性を判

### 29) 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期【特許庁／一部受入】

#### 《建議要約》

例えば実際に使用されていない商標登録Aの存在を知らず、同一の商標を第三者が出願した場合（出願B）、当該第三者による不使用取消審判により商標登録Aの取消しが確定し、遡及的に消滅しても、出願Bは、出願時を判断基準とするため拒絶される。よって、商標登録Aが取消された後に、再度、出願手続きをやり直す必要がある。こうした負担を省けるよう、法律適用の判断時を、現行の「出願時」から「決定時」に変更願いたい。

### 30) 日本酒の商標登録について【特許庁／長期検討】

#### 《建議要約》

日本酒には「吟醸」や「純米」、「本醸造」など日本政府が定める特定名称や、「上撰」などの格付け名称があるが、韓国では、こうした名称に類似した商標が登録されている。また、日本国内で流通している日本酒銘柄が、日本での真の製造・販売者とは異なる第三者により商標登録されている。日本酒の商標審査・審判実務においては、日本で現に

断する際、当該物品も考慮しているだけでなく、

- 物品は違ってても画面デザインが同一だったり類似していれば保護を受けられる方向に改善を推進しているので、今後とも画面デザインの保護はより強力になる。
- ・ 先登録商標との類似性についての判断時点を出願時にするか、もしくは審査時にするかの問題は、原則的に各国の立法政策事項である。
  - 韓国は30年以上、出願時点を基準に類似性を判断しており、最高裁判所の判例もこれを土台にして確立されている。
- ・ 類似性の判断時点を登録決定時にした場合、審査の緩急によって当該出願件の登録可否が影響を受ける不合理性が生じる。
  - また、審判が請求された場合は、審決確定時まで審査保留による審査遅延および再審結果によって審決が覆される問題も生じる。
- ・ 但し、憲法裁判所の違憲決定（2009.4.30、2006 憲へ113、2006 憲へ114（併合））によって、後出願商標の継続中に無効審判において先登録商標を無効にするという審決が確定された場合には、
  - 先登録商標が当初からなかったものとなり、実質的に登録決定時を基準に先登録商標と類似しているか否かを判断する（法第7条改正中）。
- ・ 現行の商標制度では、日本酒の名称と類似した他人の商標登録を防止するための装置が既に設けられている。
  - 関連名称が品質、効能、生産方法など性質表示に該当したり、国内または「外国」需要者間に特定人の商品として認識される場合には、その商標を拒絶したり無効にすることができる。
  - 当該商標出願が登録されてはならないという趣旨の情報を提供または意義申立てができ、登録後には審判・訴訟を通じて当該商標を無効化できる。

存在する規則や事実を考慮した運用とするよう要望する。

### **3 1) 無効審判の請求人適格の制限撤廃【特許庁／長期検討】**

#### 《建議要約》

登録公告から3ヵ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヵ月経過前のみであるが、何人も期間の制約なく請求可能とすることが公益的観点から必要である。

### **3 2) 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【特許庁／受入困難】**

#### 《建議要約》

特許権侵害訴訟が地方裁判所などで争われる場合には、被告が対抗手段として無効審判を提起して、対象特許の有効性を特許審判院（さらに特許法院）で争うケースが多いが、対象特許発明が明らかに無効である場合は、法院は特許無効の抗弁及び特許権者の権利濫用を認定する場合があると理解している。紛争の早期解決のため、このような運用を制度上、明確に規定すべきである。

・韓国に出願されていない日本酒の名称のみを審査・審判の判断基準として活用するのは、性質表示などについての国際規範および内外国人の平等主義を違反する余地がある。

・但し、日韓庁長会談（2009.12）で、両国で登録された地理的表示に限って互いに交換して商標審査の参考資料として活用するように議題化。

- 庁長会談以降、両国の実務会議を通じて追加議論する必要あり。

・利害関係人と審査官のみが無効審判の請求人になれるようにするのは、審判請求の利益がなければ審判請求権もないという民事訴訟法の基本原則を反映したものである。

- 特許審判員の実務上、利害関係人の範囲を広く認めるとしても利害関係の全くない第3者まで請求人適格を認めるのではない。

- 誰でもいつでも審判請求を提起できるように特許法を改正すれば、特許権者に害悪を及ぼす目的で無効審判請求を濫発して特許権者が多くの時間と費用を費やす問題が発生し得る。

・利害関係のない第3者が無効審判の請求を濫用するおそれがあるので、本建議内容は長期的に慎重に検討する。

・特許侵害訴訟において特許権の新規性が問題となる場合、民事裁判所の裁判部が制限的に無効の抗弁を認める例があり、無効抗弁の認定可否は当該裁判所の法的判断による。

・特許権など産業財産権の無効性は、特許に関する専門知識と経験を備えた審判官で構成された特許審判員に審判を受けるのが最も正確な紛争解決の方法であるため、裁判所に侵害訴訟で特許権などの無効を判断できるように制度化することは望ましくない。

・上記のような理由から、侵害訴訟を担当する裁判部の特許無効性の判断によって特許権者または専用実施権者の特許権の行使を制限するのは望ましくなく、必要な場合、特許審判員の無効審判手続きに



### **3 3) 侵害立証の容易化【特許庁／受入可能】**

#### 《建議要約》

知的財産権侵害訴訟において訴訟提起前には証拠収集の処分の手続がなく、訴訟相手となる予定の者からの情報や証拠の入手が極めて困難である。そのため、起訴前に法院関係者が侵害物品等を調べて何らかの情報を取得することができる制度等の創設を要望する。

さらに、訴訟審理中の証拠収集に関して、営業秘密を含む文書や情報等を提出するよう法院が命令を出すとともに、特別に許された者だけが閲覧できるようにして、営業秘密が漏洩しない手続制度を整備することを要望する。

### **3 4) 間接侵害規定の拡充【特許庁／長期検討】**

#### 《建議要約》

特許権の侵害に使われる部品や材料を侵害者に供給する行為等も侵害行為とされるが（間接侵害）、現行法では、その対象を専用部品（その生産にのみ使用する物）に限定しているため、「のみ」の要件が厳格に解釈された場合には救済が難しくなる。知的財産権の保護強化のため、悪意で部品を供給する行為にまで間接侵害の成立範囲を拡大することを要望する。

### **3 5) 国際特許紛争支援事業の運用改善【特許庁／受入可能】**

#### 《建議要約》

韓国特許庁が実施している国際特許紛争支援事業は、国際特許紛争において韓国の中小企業を支援する結果、外国企業との特許ライセンス交渉に韓国政府が介入しているとの疑念を生じさせる余地があるものと危惧する。韓国で登録された知的財産権に関する特許紛争については、支援対象として選定しないよう、また、ライセンス交渉のコンサルティングにおいては、特許庁職員は参加しないなど韓国特許庁が関与しないよう要望する。

より特許権を無効化するのが望ましい。

（日本の民事訴訟法第 132 条ノ 4 のような制度の新設）

- ・ 民事訴訟法上、証拠保全手続きにおいては「必要性」があれば証人、鑑定人、文書送付嘱託、調査嘱託、検証など全ての証拠調査が可能であるため（民事訴訟法第 375 条）、日本の第 132 条ノ 4 が既に具現化されている。

（訴訟手続上、営業秘密漏洩手続きの設置）

- ・ 特許庁は、秘密維持命令制度およびこれの違反に対する処罰制度を各種の知財権個別法にて導入を推進中（2008.10 国会に立法案を提出）。

- ・ 間接侵害の範囲を拡大することは、特許権者の権利濫用および特許紛争の増加を招くおそれがあるので慎重に検討すべき事項である。

- 従って、特許権者の権利保護の面、特許権者と第 3 者との平衡性の面、国際的調和の面などを総合的に考慮し、制度の改善可否を長期的に検討する。

- ・ 国際特許紛争の支援事業は、企業の知財権の国際競争力を高めるための事業であり、

- 知識財産権を有する輸出中小企業を中心に紛争分野のコンサルティングが必要な中小企業に対して民間専門家プールを通じてコンサルティングを支援する事業である。

☞ 韓国知財権侵害と関連して侵害警告を受けた中小企業は支援対象に含まない。

- ・ 国際特許紛争の専門家プールは、民間事業遂行機関の韓国知識財産保護協会の国内および海外の弁理士、弁護士などの民

**36) 模倣品の規制・取締り強化、知的財産マインドの更なる向上【特許庁・関税庁／受入可能】**

《建議要約》

模倣品・海賊版が氾濫している現状が続いており、企業側はその対応のため莫大な費用や人的負担を必要としているのが現状。このため、①水際措置が適用される範囲をデザイン権、特許権等へ早期に拡大、②2次製品を取締まる関税陣容の強化。国内外の製造業者・流通販売業者・消費者に対し、2次製品の輸入差止め制度を積極的にアピール、③韓国から輸出される物品に対しても、知的財産侵害品の監視を強化する、④韓国特許庁に「特別司法警察権」を導入、及び、⑤模倣品等販売者の徹底した摘発と成果の広報、並びに学生向けの副教材の早期作成により国民の知的財産マインドを醸成、等を要望する。

間専門家のみで構成されている。  
⇒ 従ってコンサルティングの内容について特許庁は関与していない。

(36 - ①～③)

- ・ 特許権などの水際措置施行の早期拡大：一部受入
  - 現行では商標権・著作権に限られている水際措置の範囲を韓国・EUのFTA発効と同時に「植物品種権」と「地理的表示」まで拡大施行することにした。
  - 但し、特許権・デザイン権は韓国・EUのFTA協定に反映されたように協定の発効後2年の猶予施行に合意した。
- ・ 2次製品の輸入禁止制度導入：既に施行中
  - 真正商品に付着された偽造部分品に対しても偽造商品と同じく通関保留措置を取っている。
  - \* 「知的財産権保護輸出入通関事務処理告示」第3-5条（偽造部分品の通関保留）
- ・ 輸出品に対する知財権侵害品取締りの強化：既に施行中
  - 電子商取引の発達によって郵便物による知財権侵害物品の搬出入が急増するにつれ、知財権侵害郵便物の選別、検査および侵害の鑑定業務を民間の知財権専門家に委託（2009.8.24以後）。
  - \* 取締り実績（2009.10末基準）：計88件、1,731点、時価約14億ウォン
  - \* 日本の税関による摘発件数の97.1%が国際郵便を通じて搬入（2008年度）
  - \* 2008年度日本の税関の知財権侵害実績において韓国から輸出された件数の割合が2007年20.0%から2008年12.4%と大幅に減少している。

(36-④ 特別司法警察権導入)

- ・ 偽造商品の反復的・痼疾的な製造・流通業者に対する適時的かつ実効的な取締りの執行のために「特別司法警察権」の導入を推進している。
  - 法務部との協議を通じて「司法警察官吏の職務を行う者とその職務範囲に関する法律」の改正を推進したく、法務部に協力を要請（2009.2）している。
  - 特許庁は、「特別司法警察権」の導入

において必要条件の人的・物的要件を確保するため、地域別に取締事務所を開設して取締公務員を拡大している(09.2)。

\*地域別取締事務所：大田事務所（2008）  
→ 首都圏・中部圏・嶺南事務所（2009）

\*取締公務員の現状：4名（2008）→12名（2009）

(36-⑤ 模倣品や販売者の取締り)

・偽造商品の取締強化に向けて地域別取締事務所の定期的な取締、特別・企画取締の拡大により、反復的な偽造品の製造・流通業者の摘発率を高めている。

- オフライン取締り状況（市・道および検・警との合同取締を含む）

区分	取締回数			取締結果			
	定期取締	特別取締	総取締件数	是正勧告	立件	総取締件数	摘発物品点数
04	18	36	54	425	198	623	149,555
05	20	15	35	749	88	837	17,742
06	18	20	38	966	128	1,094	14,852
07	18	12	30	1,066	116	1,182	35,366
08	18	20	38	1,147	34	1,181	97,751
09.8	36	32	68	1,477	65	1,542	38,016

・また、オンラインで頻繁に流通・取引される偽造商品に対して「オンライン・モニタリング・システム」を運営し、サイトの閉鎖・利用解除などを推進。

- オンライン取締実績

区分	閉鎖 (放送委)		オンライン ショッピング モール (販売中 止)	ポータル サイト (カフェ、 掲示文の削 除)
	要請	閉鎖		
07	48	48	—	—
08	207	123	526	171
09.8	189	118	149	323
計	444	289	675	494

(模倣品の不法性をPR)

- ・ 偽造商品の弊害・不法性に関する国民の認識を高めるため、多様なメディアを通じて放送およびPRを行った。
- ・ 偽造商品に対する注意を一過性の広告ではなく逐次的・反復的にPRすることで国民の認識変化に多大な影響を及ぼしていると判断される。
- ・ 2010年にも多様なメディア広報費を増額して国民の偽造品に対する認識を向上させていく予定。

(小・中学生に教材を通じた知的財産意識の向上)

- ・ 青少年に偽造商品の不法性および知財権の認識強化を図るための予防教育を推進中。
  - 青少年の偽造商品に対する注意を高めるため挿絵および動画を制作するなど、教育活動を展開(2009.12)。
  - \*偽造商品の弊害を知らせる青少年向けの広報パンフレットを制作(2009.12)。
  - \*発明教室(189件)を通じて青少年予防教育を実施(2009.12~2010.2)
- ・ 2010年には、模倣品の購入が知財権の侵害であり犯罪であるというメッセージを中学の副教材制作などを通じて基礎教育を強化。
  - 中1の技術・家庭教科書「技術と発明」の単元に知財権保護の必要性、侵害例など副教材などを通して予防教育を強化する。

## 5. 個別要望（新規5項目、継続3項目）

項 目	検討意見
<p><b>37) 新薬の国際レベルの薬価設定【保健福祉家族部／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》            韓国の新薬価相場は先進9カ国の平均値の33%と世界水準から懸け離れた安価な状況となっており、薬価審査プロセスにおいても、効果・安全性等の優位性が勘案されずに、経済性のみが焦点となっているところ。新薬の薬価設定においては、先進7カ国の最低限のレベル程度をターゲット値とすることを要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2006. 12. 29 薬剤費の適正化方策によって治療的・経済的価値の優れた医薬品を選別して保険登載する Positive list systemに変更。</li> <li>- 新薬の場合、健康保険審査評価院が経済性を評価する時に代替可能性および費用の効果性、即ち医薬品の優位性を含めて評価している。</li> <li>*経済性評価の結果、費用効果性を立証した場合は費用効果的な価格を上限にして交渉し、</li> <li>*比較対象の薬剤に比べて効果の改善や費用効果性を立証できなかった場合は、製薬社の選択によって再評価するか、代替薬剤の加重平均価以下で健康保険公団において交渉を進めることになる。</li> <li>- 従って、全ての新薬の薬価を加重平均価以下で交渉するという事は事実ではない。</li> <li>・ また、健康保険公団では、保険財政に及ぼす影響、代替薬剤の総投薬費用、健康保険審査評価院の経済性評価資料、諸外国の価格、特許状況、国内研究・開発投資費用などを考慮して交渉を進行。</li> </ul>
<p><b>38) 新薬承認・薬価収載期間の大幅な短縮【保健福祉家族部／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》            薬事と薬価とのアンバランスを是正し、新薬を患者に早く届けるべく、薬価収載審査期間の大幅な短縮と適正な薬価算定体制の構築を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新薬は新しい物質という特性から効能・効果および安全性・臨床的有用性の向上および費用効果性などを十分に検討する必要がある。</li> <li>・ 2006. 12 月に選別登載制度の導入とともに保険登載期間を 150 日から 230~410 日に調整した。</li> <li>- 食品医薬品安全庁における医薬品の安全性、有効性を認める許可手続きと代替可能性、費用・効果性および健康保険の財政を考慮した保険登載手続きは、別の目的を持つ過程として認めるべきである。</li> <li>・ 現行の許可～保険登載の期間も外国に比べて長い方ではない。</li> <li>*日本の場合、登載期間は短い（60～90日）許可期間が長く（360日）、許可～保険登載期間（420～450日）は、韓国</li> </ul>

(350～530日)に比べて短くない。

- ・特に 2009.8 月からは新薬の保険登載手続き期間のうち一部の行政手続きを簡素化して新薬登載期間を短縮する改善策を設けている。
  - このため健康保険審査評価院の経済性評価段階で最大約 150 日（費用効果性の未立証資料の場合、加重平均価以下で受入ると即交渉段階に進む）、交渉命令制を廃止する予定であり、最大約 10 日の登載期間の短縮が予想される。
- ・また、製薬産業の育成と早期保険登載によって患者の便宜を増大するため、医薬品許可を取得する前に保険登載の同時進行を施行（2009.7）したところ、製薬会社の準備状況によって最大 30 日程の短縮の余地がある。

<参考 1>新薬許可期間の比較

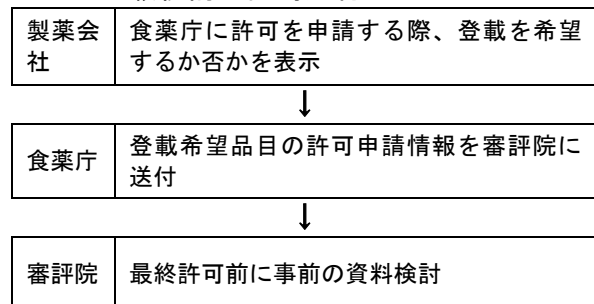
国家	韓国	日本	米国	欧州諸国	カナダ
期間	120 日	360 日	300 日	約 300 日	180 日

\* 欧州では国によって多少の差あり

<参考 2>保険登載期間の比較

国家	韓国	英国	フランス	オーストラリア	カナダ	スペイン
処理期間	230～410 日	315 日	298 日	270～365 日	180～365 日	150～180 日

<参考 3>食品医薬品安全庁の許可前に保険登載検討の同時進行



### 39) 安全認証手続きの改善【放送通信委員会／長期検討】

#### 《建議要約》

韓国における EK (Electrical Appliances Safety Certification) 認証取得手続きは、他国において国際共通規格によって作成された CB report であれば、代替して申請、許可がなされる規定となっているが、KCC (Korea Communication Commission : 旧 MIC) 認証の場合、他の国での Test report 代替を原則として認めていないところであり、韓国の認証機関にて改めて認証申請を行わなければならない、その費用および時間が企業の大きな負担となっているところ。KCC 認証も、国際共通規格によって作成した CB report を代替できる手続き規定の改正を要望する。

### 40) 電気電子製品のレンタル契約終了時における回収運搬について【環境部／受入可能】

#### 《建議要約》

韓国では電気電子製品をレンタル契約にて貸与、レンタル期間終了後に当該製品を回収・運搬する際は、廃棄物処理法に基づく臨時収集運搬証の発給を受けなければ運搬できない。レンタル製品の回収行為は廃棄物運搬ではなく、自己所有製品（有価物）の運搬に当たることから、臨時収集運搬証が必要な行為の対象外として取扱うことを要望する。

### 41) 輸入中古電気製品の安全検査について【技術標準院／受入困難】

#### 《建議要約》

韓国においては、安全認証対象の電気用品に該当する中古電気用品を外国から輸入して販売しようとする者は安全検査を受けなければならない。一方、輸入業者が販売した製品に瑕疵が発生した場合、After Service を行う能力がないことが多く、修繕

・ (EK と CB リポートの相互受入) EK 認証は、「電気用品安全管理法」に基づく電気用品認証制度であり、海外 CB 試験成績書の相互受入は可能。

・ (KCC 認証制度) KCC 認証は、「電波法」および「電気通信基本法」に基づく放送通信機器の認証であり、「電気通信基本法」による「型式承認」の場合は電気安全試験を行う。

・ (検討結果) 放送通信機器に対する適用基準を国際的な流れに沿って拡大し、放送通信委員会指定の試験機関に対する IEC 公認機関認定などを推進して受け入れられるよう、長期的な制度改善が必要。

- 但し、試験と認証費用を削減し、貿易を活性化するために APEC TEL 方式による両国間の認証書または試験成績書を相互承認する国家間の相互承認 (MRA) の締結などについて引き続き協議。

・ 電気・電子製品の性能が維持されており、レンタル契約で貸与した電気・電子製品は、廃棄物に当たらない。

・ 貸与した製品を回収・運搬するのは廃棄物でない製品を運搬するものであり、廃棄物収集・運搬証の発給を受けていない一般車両でも運搬が可能。

・ 輸入中古電気用品の輸入業者にアフターサービス能力を強要することは「電気用品安全管理法」の立法目的にそぐわない。

\* 「消費者基本法」第 19 条において「事業者は物品などの瑕疵による消費者の不満や被害を解決または補償しなければならない」と規定しているが、強制してはいない。

- 現在、一定規模以上の輸入業者はアフ

責任をメーカーに強く求めるケースが多く存在する。ついては、中古電気用品輸入業者に対しても After Service を担当する能力がある者に限って安全検査が通過できるよう、電気用品安全管理法の改正を要望する。

ターサービスを実施しており、他の輸入業者も自社が販売した製品のアフターサービスを行うように勧告する予定。

〈コピー機市場の現状〉

[単位：台]

区分		2008年 (シェア)	2009年 (シェア)
新製品	キヤノン コリア(株)	23,100 (25.1%)	18,069 (24.5%)
	シンドリコー (株)	24,700 (26.9%)	17,078 (23.1%)
	韓国富士 ゼロックス (株)	18,100 (19.7%)	14,684 (19.9%)
	小計	65,900 (71.7%)	49,831 (67.5%)
中古製品		26,000 (28.3%)	24,000 (32.5%)
合計		91,900 (100.0%)	73,831 (100.0%)

\*上の市場現状はコピー機業界の推定資料であり、2009年は1月～11月までの実績。

**42) 中小企業に配慮した政府調達制度の創設【調達庁／受入困難】**

《建議要約》

韓国では、政府予算削減を目指して、調達庁に登録された事務機器製造会社を対象に入札競争を実施し、最低価額を提示する会社から供給が行われているところであるが、資金力が豊富で、中小企業より安価を提示できる大企業が落札することがほとんどである。ついては 中小企業支援策の観点から、過去に韓国政府が行ってきたような、競争入札の際、中小企業に一定割合を割り当てる制度の創設を要望する。

- ・ 国家契約法および地方自治体法令に基づき契約を締結しようとする場合には、一般競争入札が原則であり、例外として随意契約を許容。
  - ・ 販路確保による中小企業の経営安定支援に向けて「中小企業共同組合と優先的に契約」して組合員企業に一定割合を割り当てる団体随意契約制度を運営したが現在は廃止。
    - 組合の不公正割当て、組合員企業の下請け生産納品などの問題点が引き続き発生したため、団体随意契約制度を年次的に縮小し、2007.1月から競争契約に切り替え。
- \*〈関連法令〉
- ・ 中小企業振興および製品購入促進に関する法律第9条(中小企業庁所管)
  - ・ 国家を当事者とする契約に関する法律施行令第26条第1項6号口項(企画財政部所管)
  - ・ 団体随意契約制度は廃止したが、中小企業支援に向けた多様な政策支援をしている。



<p><b>4 3) 国家産業団地内での廃熱利用のアグリ事業の追加許可【知識経済部／受入困難】</b></p> <p>《建議要約》</p> <p>国家産業団地内に既進出企業が廃熱の再利用の観点から一定の条件の下、アグリ事業（農水産物製造販売及びそれに関するコンサルティング）を行うことを検討願いたい。同事業の追加により、国家産業団地内で事業を営む企業は、本来の事業で生じた廃熱を有効利用することが可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 中小企業支援対象品目については中小企業が 100%受注するように運用（226品目）</li> <li>- 中小企業間の競争物品の価格が下落しすぎないように価格引下げ防止のため、契約履行能力審査制度を運営して85%以上の落札率を保障。</li> <li>*&lt;関連法令&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業製品購入促進および販路支援に関する法律第6条、第7条</li> </ul> </li> <li>- 小企業・小商工人の販路支援のため少額（5千万ウォン以下）物品に対する組合推薦制を運用（任意規定）。</li> <li>*&lt;関連法令&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業製品購入促進および販路支援に関する法律施行令第8条</li> </ul> </li> <li>- 特に調達庁では、同組合推薦制を義務化して支援策を強化。</li> <li>・ このような支援策が実効性を確保できるよう、公共機関に対して会計年度の度に中小企業製品の購入目標割合を 50%以上に定めて中小企業庁長が公告するようにしている。</li> <li>*&lt;関連法令&gt; <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業製品購入促進および販路支援に関する法律施行令第4条</li> </ul> </li> <li>・ 産業団地内の入居企業が主な事業を営みながら農業を付随的に行うことを許容するのは産業団地の造成目的、特に既に入居している企業とのシナジー効果の可能性や波及効果を総合的に考慮して決定する事項である。</li> <li>- 農業の場合は、既存の産業団地の主力業種である製造業・知識産業・情報通信産業などとシナジー効果があるとは見られず、</li> <li>- むしろ、産業用地の利用度を低下させ、全般的に産業団地の競争力を弱体化させるおそれがある。</li> <li>・ ただ、農業の可能な農地は産業団地の外にも多数存在するなど、産業団地を許容する必要性が落ちるため、入居企業のアグリ事業の追加は不可である。</li> <li>・ 但し、廃熱リサイクル促進に向けて、最近の産業集積法を改正（2009.8.7）し、入居企業が生産工程で発生する廃熱また</li> </ul>
--	---

**4 4) 少量研究開発用化学物質サンプル輸  
入手続き確認方法の改善【環境部／受入可  
能】**

《建議要約》

新規化学物質輸入にかかる「新規化学物質有害性審査の免除確認」手続きにおいて、法令の厳格な遵守、申請作業の迅速化及び確認内容の確認のため、化学物質協会が行う確認結果通知書において、確認された数量を標記することを要望する。

は廃蒸気を近辺の企業に提供できるよう制度を改善。

- ・有害性審査免除申請量を確認できるようウェブ報告システムを改善しており、同サービスは 2010.1.1 から提供する予定である。
- ・有害性審査免除確認の結果、通知書にて免除量を確認できるよう、2010 年に有害化学物質管理法施行規則を改正する予定である。

## 6. 生活環境改善分野（新規1項目）

項 目	検討意見
<p><b>45) 生活環境及び交通問題についての改善【警察庁・チェーンストア協会／受入可能】</b></p> <p>《建議要約》          買い物カートの衛生管理、オートバイの歩道走行の取締りの強化及びカウント信号のさらなる増設を要望する。</p>	<p>(買い物カートの衛生管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接食品に触れるナイフ、まな板、食器などとは異なり、買い物カートは消費者のショッピング便宜のために提供されるもので、ほとんどの食品が1次包装以上の、二重包装された状態で運ばれる運搬道具に過ぎない。             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 食品と直接接触するので規制が必要というのは運搬道具に対する拡大解釈に起因していると思われる。</li> <li>- 実際、売り場で顧客が水気のある生鮮食品を購入する際には1次的にビニール袋に入れて買い物カートに入れるため、直接食品と接触する場合はほとんどない。</li> <li>* 英国にも買い物カートに関する衛生管理規定はない。</li> </ul> </li> <li>・ 最近流行している新型インフルエンザの予防のため買い物カートのハンドルを定期的に消毒するなど、危害要因に対する自発的監視活動を進めている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 問題点として指摘した買い物カートの衛生管理方策についても独自の管理ポイントを設けて運営する計画である。</li> <li>* 売場で子供がカートの中に入らないように案内文を張って消費者の行動を啓蒙するなど多様な方法を講じる計画である。</li> </ul> </li> </ul> <p>(生活環境の改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年、二輪自動車の運行文化を改善するため二輪自動車の法規違反、特に歩道走行、信号違反などの事故要因行為を集中的に取締っている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>※2009.5～11月(7ヵ月間)二輪自動車の特別取締期間を設けて集中取締りを実施。</li> </ul> </li> <li>・ また、2009.10月から、横断歩道の歩行信号機のグリーン点滅信号の始点を調整しており(既存の1/4始点から1/2始点に調整)、また、カウント信号機も継続して拡大設置している。</li> </ul>